

第五十二号議案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「保育所をいう」の下に「。以下同じ」を、「幼稚園をいう」の下に「。以下同じ」を、「認定こども園をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二号中「保育をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号

において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第二十七条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

第十六条第二項に次の一号を加える。

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第二条第二項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

付則第二条中「行う者」の下に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第二十二条に規定

する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第十条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第三条第一項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に関して、小規模保育事業A型事業者等を確保することにより、連携施設を確保することに

代えることができることとするほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。